

八尾市手数料条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)</p> <p>第3条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者は、次の表の床面積の合計の欄及び申請又は計画の通知の方法の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき120,000円</p> <p>(34)の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき160,000円</p> <p>(35)～(45)の2 略</p> <p>(45)の3 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することに係る許可の申請 1件につき120,000円</p> <p>(45)の4 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することに係る許可の申請 1件につき160,000円</p> <p>(46)～(47) 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料)</p> <p>第3条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者は、次の表の床面積の合計の欄及び申請又は計画の通知の方法の欄に掲げる区分に応じ、当該申請又は通知1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の各号に掲げる許可、承認、認定又は指定の申請をしようとする者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(33) 略</p> <p>(34) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき120,000円</p> <p>(34)の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき160,000円</p> <p>(35)～(45)の2 略</p> <p>(45)の3 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することに係る許可の申請 1件につき120,000円</p> <p>(45)の4 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することに係る許可の申請 1件につき160,000円</p> <p>(46)～(47) 略</p>

10 略

(開発の許可申請等に関する手数料)

第4条 略

2～8 略

9 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) 略

第5条・第6条 略

(長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料)

第6条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請をしようとする者は、次の表の申請の種別の欄、床面積の合計の欄及び住宅の種別の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	金額
(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第6条の2第5項</u> に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	新築基準が適用される住宅	13,000円
			増改築基準が適用される住宅	17,400円
(2)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅	29,600円

10 略

(開発の許可申請等に関する手数料)

第4条 略

2～8 略

9 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の規定に基づく書面の交付を受けようとする者は、1件につき、次の各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1)・(2) 略

第5条・第6条 略

(長期優良住宅建築等計画等の認定等申請手数料)

第6条の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をしようとする者は、次の表の申請の種別の欄、床面積の合計の欄及び住宅の種別の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	金額
(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第6条の2第5項</u> に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	新築基準が適用される住宅（ <u>既存の住宅を除く。以下この条において同じ。</u> ）	13,000円
			増改築基準が適用される住宅 <u>又は新築基準が適用される既存の住宅</u> （ <u>以下この条においてこれらの住宅を「増改築基準が適用される住宅等」という。</u> ）	17,400円
(2)	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅等	29,600円

	する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）に係るもの	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅	49,900円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅	77,000円
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
			増改築基準が適用される住宅	136,400円
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	163,400円
			増改築基準が適用される住宅	228,000円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	279,700円
			増改築基準が適用される住宅	387,200円
(3)	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		73,600円
		増改築基準が適用される住宅		108,700円
(4)	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	130,000円
			増改築基準が適用される住宅	192,700円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	207,000円
			増改築基準が適用される住宅	307,300円
		1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円

	する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）に係るもの	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅等	49,900円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅等	77,000円
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
			増改築基準が適用される住宅等	136,400円
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	163,400円
			増改築基準が適用される住宅等	228,000円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	279,700円
			増改築基準が適用される住宅等	387,200円
(3)	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅		73,600円
		増改築基準が適用される住宅等		108,700円
(4)	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	130,000円
			増改築基準が適用される住宅等	192,700円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	207,000円
			増改築基準が適用される住宅等	307,300円
		1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円

	トルを超え、 3,000平方メー トル以内のもの	される住宅	
		<u>増改築基準が適 用される住宅</u>	606,300円
	3,000平方メー トルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの	新築基準が適用 される住宅	730,000円
		<u>増改築基準が適 用される住宅</u>	1,085,000円
	5,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	新築基準が適用 される住宅	1,255,000円
		<u>増改築基準が適 用される住宅</u>	1,865,500円
	10,000平方メー トルを超えるも の	新築基準が適用 される住宅	2,323,700円
		<u>増改築基準が適 用される住宅</u>	3,453,000円

備考 略

2～5 略

6 法第8条第1項の変更の認定を受けようとする者は、次の表の申請の種別の欄、床面積の合計の欄及び住宅の種別の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	金額
(1)	住宅の品質確保の 促進等に関する法 律第6条の2第5 項に規定する確認 書又は住宅性能評 価書が交付された 一戸建ての住宅又 は併用住宅に係る もの	新築基準が適用される住宅		1,900円
		<u>増改築基準が適用される住宅</u>		2,700円

	トルを超え、 3,000平方メー トル以内のもの	される住宅	
		<u>増改築基準が適 用される住宅等</u>	606,300円
	3,000平方メー トルを超え、 5,000平方メー トル以内のもの	新築基準が適用 される住宅	730,000円
		<u>増改築基準が適 用される住宅等</u>	1,085,000円
	5,000平方メー トルを超え、 10,000平方メー トル以内のもの	新築基準が適用 される住宅	1,255,000円
		<u>増改築基準が適 用される住宅等</u>	1,865,500円
	10,000平方メー トルを超えるも の	新築基準が適用 される住宅	2,323,700円
		<u>増改築基準が適 用される住宅等</u>	3,453,000円

備考 略

2～5 略

6 法第8条第1項の変更の認定を受けようとする者は、次の表の申請の種別の欄、床面積の合計の欄及び住宅の種別の欄に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	申請の種別	床面積の合計	住宅の種別	金額
(1)	住宅の品質確保の 促進等に関する法 律第6条の2第5 項に規定する確認 書又は住宅性能評 価書が交付された 一戸建ての住宅又 は併用住宅に係る もの	新築基準が適用される住宅		1,900円
		<u>増改築基準が適用される住宅等</u>		2,700円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
		増改築基準が適用される住宅	5,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	6,500円
		増改築基準が適用される住宅	9,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円
		増改築基準が適用される住宅	14,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円
		増改築基準が適用される住宅	26,300円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円
		増改築基準が適用される住宅	44,800円
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円
		増改築基準が適用される住宅	74,100円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円
		増改築基準が適用される住宅等	5,600円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	6,500円
		増改築基準が適用される住宅等	9,900円
	1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円
		増改築基準が適用される住宅等	14,300円
	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円
		増改築基準が適用される住宅等	26,300円
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円
		増改築基準が適用される住宅等	44,800円
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円
		増改築基準が適用される住宅等	74,100円

(3)	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,700円	
		増改築基準が適用される住宅	18,900円	
(4)	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円
			増改築基準が適用される住宅	35,100円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円
			増改築基準が適用される住宅	56,600円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円
			増改築基準が適用される住宅	110,900円
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円
			増改築基準が適用される住宅	201,800円
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円
			増改築基準が適用される住宅	350,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円
			増改築基準が適用される住宅	647,500円

(3)	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,700円	
		増改築基準が適用される住宅等	18,900円	
(4)	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円
			増改築基準が適用される住宅等	35,100円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円
			増改築基準が適用される住宅等	56,600円
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円
			増改築基準が適用される住宅等	110,900円
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円
			増改築基準が適用される住宅等	201,800円
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円
			増改築基準が適用される住宅等	350,800円
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円
			増改築基準が適用される住宅等	647,500円

備考

1 略

2 変更の内容が法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみである場合 ((3)の項及び(4)の項に限る。) は、この表に掲げる金額にかかわらず、2,300円の手数料を納めなければならない。

3 略

7・8 略

9 法第5条第1項から第5項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとする者は、1件につき、980円の手数料を納めなければならない。

10 略

第6条の3～第13条 略

備考

1 略

2 変更の内容が法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみである場合 ((3)の項及び(4)の項に限る。) は、この表に掲げる金額にかかわらず、2,300円の手数料を納めなければならない。

3 略

7・8 略

9 法第5条第1項から第7項までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとする者は、1件につき、980円の手数料を納めなければならない。

10 略

第6条の3～第13条 略